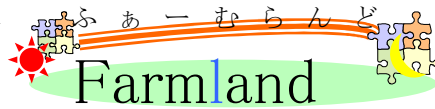




会報



第11号

平成26年4月

平成26年度農林水産省は、四つの農政改革を打ち出しました。その一つに日本型直接支払制度の創設があります。平成25年度まで実施されてきた「農地・水保全管理支払」を多面的機能支払制度に移行するという内容です。平成26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、平成27年度から法律に基づいて実施される予定となっております。

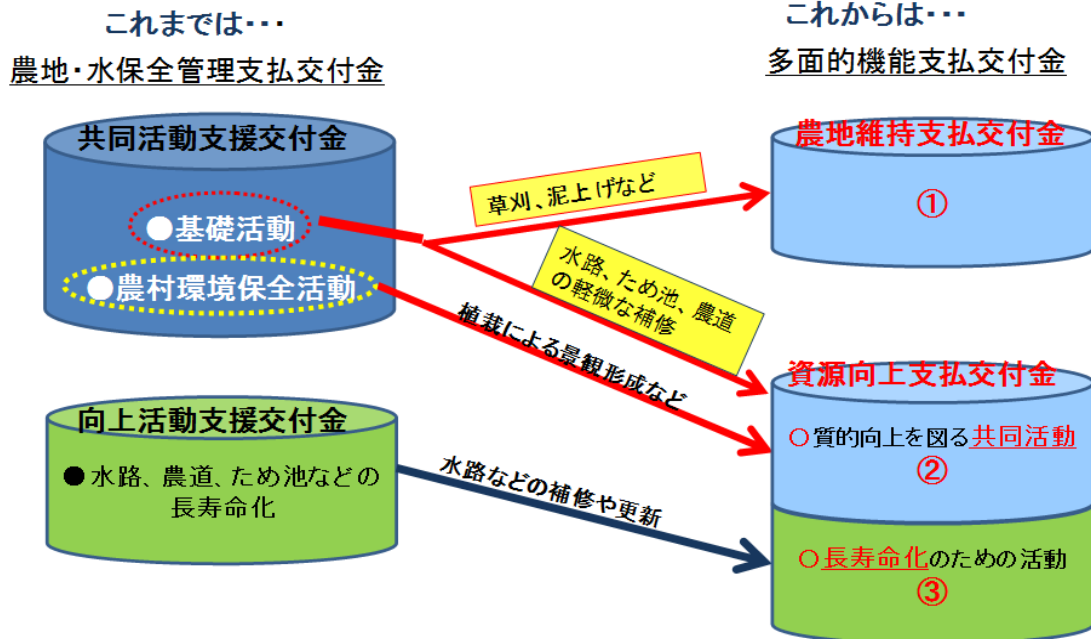
農村地域は、高齢化・人口の減少の進展により集落機能の維持が困難となったり、地域の共同活動により支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。このような現状から、それを支える地域活動の推進や、農業生産活動の継続、環境保全に効果のある営農等を支援するための制度として創設されたものであります。この制度を有効に活用し、農地・農業用水等のより良い管理や農村環境の保全が、より一層進展することを期待するものです。

活動組織の皆様には引き続き事業を実施いただき、農業・農村の再生にご尽力頂きますようお願い申し上げます。農地・水・環境保全協議会は、引き続き活動組織の皆様のお役に立つよう、相談業務の充実や情報提供をより一層心がけてまいります。協議会を気軽にご利用いただきますようお願いいたします。



鳥取県農地・水・環境保全協議会  
会長 木村 肇

## 農地・水保全管理支払交付金から多面的機能支払交付金へ



### ①農地維持支払

|    | 都府県   | 北海道   |
|----|-------|-------|
| 田  | 3,000 | 2,300 |
| 畑  | 2,000 | 1,000 |
| 草地 | 250   | 130   |

※創設

### ②資源向上支払（共同）

|    | 都府県   | 北海道   |
|----|-------|-------|
| 田  | 2,400 | 1,920 |
| 畑  | 1,440 | 480   |
| 草地 | 240   | 120   |

※5年以上継続地区又は施設の長寿命化の取組地区は、75%単価を適用。

※多面的機能の増進を図る活動を実施しない場合は、基本単価の5/6となります。

### ③資源向上支払（長寿命化）

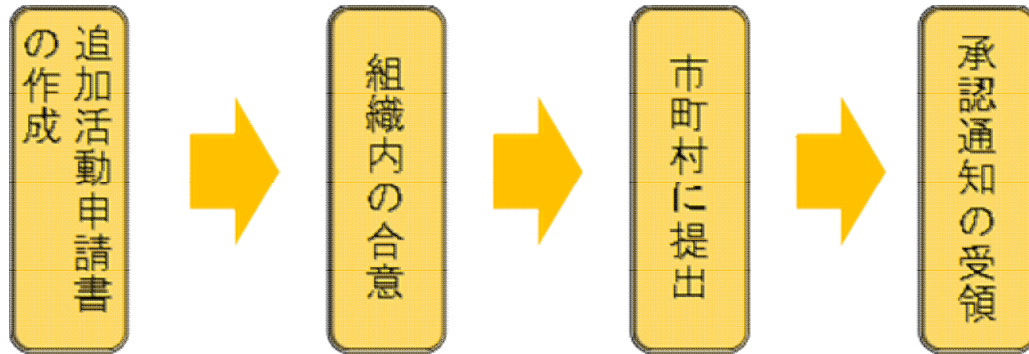
|    | 都府県   | 北海道   |
|----|-------|-------|
| 田  | 4,400 | 3,400 |
| 畑  | 2,000 | 600   |
| 草地 | 400   | 400   |

※従来の向上活動と同額

## 多面的機能支払交付金への移行手続き等について

① 現在の活動計画書に位置付けた取組面積や対象施設等に変更がなければ、新たに追加する活動に関する計画書（追加活動申請書）を市町村に提出して下さい。

この場合、現在の活動計画書、規約、協定書等を変更する必要はありません。



② 現在の活動計画書に位置付けた取組面積や対象施設等に変更があれば、多面的機能支払交付金に係る活動計画書、協定又は規約等を添えて市町村に提出して下さい。

（国作成のひな形を利用すれば、簡単に書類を作成することができます。）

なお、各種様式につきましては、各市町村の多面的機能支払担当課又は、下記問合せ先までお願いします。

### 【問合せ先】

- ・ 東部農林事務所 0857-20-3573
- ・ 中部農林局 0858-23-3170
- ・ 西部農林局 0859-31-9668
- ・ 農地・水保全課 0857-26-7336
- ・ 鳥取県農地・水・環境保全協議会事務局 0857-38-9500

### 多面的機能支払交付金で追加された活動について

#### 資源向上支払（共同）

**多面的機能の増進を図る活動（選択方式）※この活動をしないと単価が5/6となります。**

■ 遊休農地の有効活用、■ 農地周りの共同活動の強化、■ 地域住民による直営施工、■ 防災・減災力の強化、■ 農村環境保全活動の幅広い展開（共同活動において取り組まれる農村環境保全活動（例えば、景観形成のための施設への植栽等）に加えて、もう1テーマを選択して（例えば、生物の生息状況の把握）活動する対象組織及び旧向上活動の高度化を実施する対象組織）。■ 医療・福祉との連携、■ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化



遊休農地の有効活用



農地周りの共同活動の強化



農村文化の伝承